

# 令和4年度 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定案に対する意見及び対応方針

添付資料 2

意見		対応方針	提出者
			計
			29
①基本方針前文			4
基本方針前文	基本方針前文の追記箇所の7ページの11行目「くわえて」は「加えて」の方がよい。	接続詞として用いる場合は仮名書きで記載することが基本となるため、原文のとおりとします。	1
	基本方針前文の追記箇所の7ページの5行目「則し」は「準拠し」のほうがよい。	ご意見のとおり修文いたします。	1
	2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項「(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方②」において、「環境負荷をできるだけ低減させる観点」という文言を「環境負荷を原則として低減させる観点」に置き換えることで、環境負荷の低減の必要性をより明確に示すべき。併せて「可能な限り…環境負荷の低減を考慮した物品を選択する必要がある」とあるが、「可能な限り」という文言を「原則として」に置きかえることで、環境負荷の低減を考慮する姿勢を明確に示すべき。	今回のパブリックコメントの対象外ですが、今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
	2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項 (1) 基本的考え方 「イ. 判断の基準等の基本的事項」において、「環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが」を「環境物品等の調達に際しては、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することを原則とし」へと変更し、環境負荷の低減へのコミットメントを明確に示すべき。	今回のパブリックコメントの対象外ですが、今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
②紙類			2
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	塗工されていない印刷用紙及び塗工されている印刷用紙の総合評価値について、印刷用紙の需要が減ってきているなか、総合評価値を80から70に引き下げると古紙パルプ配合率がますます低くなってしまふ。古紙パルプの配合率に一定の基準を設けるべきではないか。	今般の印刷用紙の判断の基準の改定において、古紙パルプの配合率の最低保証値には下限を設定しており、少なくとも40%以上配合されていない場合は判断の基準を満たさないこととなります。なお、古紙の需給状況の変化による暫定的な措置であり、令和7年度までに今後の対応を検討することとしています。	1
	総合評価値が下がると古紙配合率も低く抑えられてしまふ可能性が高いため、現状通り「80以上」のままとすべき。一時期、再生紙が入手しにくいなどの状況があったが、それも改善されているため80のままで問題ない。バイオマス発電などの影響で、世界の森林は危機的状況であり、木を「リニューアブル」な資源だと安易に考えないためにも、できるだけ古紙配合率の高い紙を推奨すべき。	本年度の調査によると古紙の需給状況は必ずしも改善されているとは言えない状況にあるものと考えられます。また、古紙の供給は地域差があり、現行の古紙パルプ配合率基準値を維持した場合、一部地域で調達困難であること等の理由から、暫定措置として総合評価値及び古紙パルプの最低保証値に係る基準値を見直したものです。なお、令和7年度までに今後の対応を検討することとしています。	1

意見		対応方針	提出者
			計
③文具類			7
プラスチック製クロステープ	<p>プラスチック製クロステープは、布粘着テープの一種であり、糸の断面が円形であるか長方形であるかの違いであるため、品目を分けず「布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)」に変更すべき。新基準案ではラミネート層も含んで40%以上となり、旧基準でプラスチック製クロステープを設計した製品は基準適用外となるため、変更は問題となる。判断の基準としては、「テープ基材(ラミネート層を除く。)」については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。」としていただきたい。</p>	ご意見を踏まえ、現行の品目名の「粘着テープ(布粘着)」を「布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)」に変更いたします。	1
	バイオマスプラスチックの含有量の基準がないのは不合理(再生プラは40%以上に対してバイオマスプラは僅かの量でも適合となる)	文具類共通の判断の基準において、バイオマスプラスチックの配合率基準値を設定していないことから、整合を図ることとしました。配合率基準値の設定については、今後の製品の開発状況等を踏まえ、検討いたします。	1
	布テープの一般的なテープ基材のスフ(レーヨン系)は植物由来の材料だが、プラスチックではないためこれまで適合外だったが、判断の基準にスフ(レーヨン系)も適合となるように追加して欲しい。植物由来のため、バイオマスよりも環境対応と言える。	新たな素材に係る取扱いについては、提案募集におけるご提案を踏まえ検討いたします。	1
プラスチック製クロステープ	<p>バイオマスプラスチックに関しては、マスバランス(第三者機関の保証、実際にバイオマスを使用しない場合がある)での考え方がある。グリーン購入法ではマスバランス方式のプラスチックはどうなるのか。マスバランスの考え方は、電気のように化石燃料不使用証明書によりCO2オフセットできる仕組みであり、その場合、バイオマスプラスチックを使用していないが、バイオマテリアルとして認証されているケースが起こる。</p>	マスバランス方式によるバイオマスプラスチック配合品については、現段階では想定していません。なお、グリーン購入法におけるマスバランス方式の取扱いについては、今後の課題として引き続き検討を進めることとしています。	1
	プラスチック製クロステープの判断の基準に「バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。」とあるが、極々少量(例えば0.1%程度)使用されている、環境負荷低減の効果が極めて低いものが流通してしまうことが懸念される。また、一般消費者に表示可能なバイオマス最低含有量は、現在実含有量として10%以上(バイオスマーク/日本有機資源協会)となっていることから、バイオマスプラスチックの普及を念頭にしつつも、一定の環境負荷低減効果も期待できる量として「10%以上」の下限値を設けることを提案する。	文具類共通の判断の基準において、バイオマスプラスチックの配合率基準値を設定していないことから、整合を図ることとしました。配合率基準値の設定については、今後の製品の開発状況等を踏まえ、検討いたします。	1
文具類全般	3. 文具類共通の【判断の基準】において、発生抑制(リデュース)、及び、再使用(リユース)を含めるべき。各文具において配慮事項としてこれらへの言及が一部あるものの、網羅的ではなく、優先順位も低い。循環型社会形成推進基本法(循環基本法)においては、リデュース、リユース、マテリアルリサイクルの順で優先すべきだとある。	基本方針の前文に掲げているとおり、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画の主旨を踏まえることとしており、基本方針全体にわたりリデュース、リユース、リサイクルの優先順位を勘案し、判断の基準等を検討しています。なお、今回の見直しにおいて、大部分の材料が金属類の製品についてリデュース設計を要件として追加したところです。	1

意見		対応方針	提出者
			計
	3. 文具類の「備考10」において、『「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう』とあるが、軽量の素材のプラスチックなどが実態よりも過少に算定されないように、「主要材料」の定義を、「製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料、又は、製品体積の50%を占める材料の、少なくともいずれかを満たすもの」へと変更すべき。	文具類の主要材料の定義は、エコマークとの整合を図りながら見直しを実施してきた経緯があり、今般の見直しにおいてご意見への対応は困難と判断しています。 なお、プラスチック資源循環促進法のプラスチック使用製品設計指針に基づき環境配慮設計に取り組むべき対象製品は重量比又は体積比で過半を占めるものとされていることから、設計認定制度により認定を受けた認定プラスチック使用製品については、国がグリーン購入法上の配慮をすることとされています。このため、認定プラスチック使用製品が上市された段階でグリーン購入法において検討を実施する予定です。	1
<b>④オフィス家具等</b>			<b>2</b>
オフィス家具等全般	4. オフィス家具等の「備考」において、オフィス家具等における「主要材料の定義」が記載されていない。恣意的な判断が生じないように「主要材料の定義」を、「製品の構成材料として、製品重量、又は、製品体積に対する比率のいずれかを満たすものとして定量的に設定」すべき。	主要材料の定義は、調達者の手引きにおいて、「主要材料とは、製品の構成材料（紙材、木質材、プラスチック材）が製品重量の50%以上を占める材料。ただし、各々の構成材料が50%に満たない場合には紙、木質、プラスチックの3つの材料のうち、最も質量割合が高い材料をいう。」と記載しています。	1
	26ページの備考14の1行目「カーボンフットプリント」は「製品のカーボンフットプリント」のほうがよい。	備考に記載している「カーボンフットプリント」及び「ライフサイクルアセスメント」は一般的な用語として使用していることから、原文のとおりとします。	1
<b>⑤照明</b>			<b>1</b>
LED照明器具	建築基準法施行令に定める非常用の照明装置は、LED 照明器具には含まれないものとする旨の備考への追記について、非常用照明装置は、常時は点灯せず災害等の停電時のみに、蓄電池や非常用電源で点灯する【専用型】と、常時(停電時以外)にも常用(商用)電源で点灯出来る【兼用型】があるが、兼用型はグリーン購入法の対象に残し、以下の表現への変更を希望する。「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 126の5に定める非常用の照明装置の内、蓄電池や非常用電源により停電時のみに点灯する専用型はLED 照明器具には含まれないものとする。」	ご意見を踏まえ、兼用型については対象として残すこととします。	1

意見		対応方針	提出者
			計
⑥インテリア・寝装寝具			3
タフテッドカーペット、織じゅうたん	タフテッドカーペット、織じゅうたんもニードルパンチカーペット同様、植物を原料とした合成繊維の判断の基準を適用すべき。カーペットの公的グリーン調達基準として、USDA BioPreferred® Programでは、Carpetsにバイオベース製品(植物由来合繊製品、バイオマスプラ製品)が対象となっている。また、「植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチック」(原料樹脂の例:PLA、PTT、PET、PA、PU等)を原材料(使用部位の例:パイル、基布、バックコーティングほか)に使用したカーペットは、国内外で上市・販売されている。採用企業の例:(株)良品計画、トヨタ自動車(株)、三菱自動車(株)、アスワン(株)、(株)カワシマ織物セルコン、住之江テクノ(株)ほか	ご意見にあるバイオマスプラスチックを使用したカーペット等は、自動車の内装等に使用されているものと判断されます。現段階において一般的な用途に使用されているバイオマスプラスチックを使用したカーペット等の上市は困難であると判断されることから、原文のとおりとします。 なお、今後の製品の開発・供給状況等を踏まえ、改めて検討いたします。	1
タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	16-2 カーペット「(1) 品目及び判断の基準等」において、タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたんについての共通の【配慮事項】に、「製品の製造、使用段階も含むライフサイクル全般にわたり、マイクロプラスチックダスト粒子が発生しないように配慮がなされていること」との文言を追加するべき。	海岸漂着物処理推進法においては「事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならない」とされており、「製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努める」旨規定されていますが、事業者の製造段階及び使用段階は含まれていないことから、原文のとおりとします。 なお、マイクロプラスチック対策は世界全体で取り組む必要のある課題であることから、今後、科学的知見や国際的な動向等を踏まえた発生抑制対策の反映方策について検討いたします。	1
ベッド	16-4 ベッド(1) 品目及び判断の基準等の「備考」において、ベッドにおける「主要材料」の定義が記載されていない。恣意的な判断が生じないように「主要材料」の定義を、「製品の構成材料として、製品重量、又は、製品体積に対する比率のいずれかを満たすものとして定量的に設定」すべき。	主要材料の定義の考え方については、他の品目との整合を踏まえつつ、今後検討いたします。	1
⑦設備			1
太陽光発電システム	太陽光発電設備については、RoHS指定の対象外といえども、せめて鉛・水銀くらいは全廃すべきと考える。なお、現在、ペロブスカイト型太陽光発電に注目が集まっているが、鉛を使用するものについては普及は見送るのが適切と考える。(おそらく鉛を含むものが広がり、確実に鉛による汚染が発生すると思われるので。)環境省にはそのようにしていただきたい。鉛・水銀は環境中に拡散すると問題あるものであるが、我が国におけるその拡散が防がれるようにしていただきたい。	平成30年に環境省が公表した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)」の太陽電池モジュールの各部位の含有量試験及び溶出試験の結果によると、有害物質として鉛、セレン、カドミウムがあげられています。これらの有害物質については、廃棄時に適正処理が行われることが必要であることから、判断の基準②において太陽電池モジュール及び周辺機器について、廃棄方法、廃棄時の注意事項(使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等)をはじめとした情報の開示を求めています。 また、太陽電池モジュールに含有される有害物質情報の提供を支援するものとして、一般社団法人太陽光発電協会では「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」を策定し、使用済太陽電池モジュールの廃棄時に産業廃棄物処理業者や地方公共団体等の適正処理に資するため、メーカー等に対して環境負荷が懸念される化学物質の含有について情報提供を行うことを求めています。 今後、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、資源の有効利用、有害物質の適正処理等の観点から、使用済みの太陽光発電設備の処理(リユース・リサイクル・埋立処分等)の体制整備を進めていきます。	1

意見		対応方針	提出者
			計
⑧役務			7
食堂	「食堂で使用する洗剤は、可能な限りPRTR法の指定化学物質に指定されているものが使われていないこと」を判断の基準として追加すべき。食堂で使用される洗剤の量は多量であり、PRTR指定化学物質の排出量の多い合成界面活性剤の使用削減を促し、環境負荷低減に繋がるようにしてほしい。	一般論として化学物質には一定のリスクがあるものと考えられますが、PRTR制度では事業者がそのリスクを理解した上で当該物質を使用するものです。界面活性剤は多くの化学物質の一つとして、適正な管理に努めるとともに、一層リスクを下げ、使用量を削減する努力をしていただくことは当然のことと考えております。洗剤に使用される合成界面活性剤の使用を制限することによる効果とリスクのバランスについては、継続的な検討が必要であると考えます。したがって、現行のとおりとします。なお、ご提案・ご意見については、引き続き検討を行いたいと考えております。	6
クリーニング	22-10 クリーニング「(1) 品目及び判断の基準等」において、「プラスチック製のハンガーにおける、再生プラスチック配合率」、「包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等の減量化」、「プラスチック製の袋を提供する場合は、再生プラスチックが使用されていること。」につき、定量的な基準を示した上で、【配慮事項】ではなく、【判断の基準】として設定すべき。	プラスチック資源循環促進法に基づくクリーニング事業者の取組については、既に判断の基準③としてハンガーの回収・再使用の仕組みの構築、判断の基準④として袋・包装材の削減を図るための独自の取組を講じることを設定しており、今般の見直しにおいて新たに再生プラスチック配合率の高いプラスチック製ハンガーの使用、包装用の衣類カバーの薄肉化を配慮事項として設定しましたところですが、原文のとおりとします。	1
⑨その他			2
その他	受付締切の「2022年12月7日0時0分」は「2022年12月6日17時0分」の誤記ではないか？ 意見募集概要の意見募集期間は「12月6日(火)17:00まで」であるから。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
	「関連資料、その他」の「グリーン購入法.net」のドメインは「jp」である。違うのである。これは日本語ドメインなのか？ どのような意味なのか？ 「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」「グリーン購入法について (グリーン購入法.net)」この「国等による環境物品等の調達に関する法律」は「グリーン購入法」であり、「グリーン購入法」は「グリーン購入法.net」であるとは、これはどのような意味なのか？ 委託会社に、このパブリックコメントの提出者の情報も見られてしまうのか？ 「お問合わせの際にいただいた個人情報は、委託会社において適切に管理し、問合わせ対応業務の目的以外に利用することはありません。」この「お問合わせ」とはパブリックコメントも含まれるのか？ パブリックコメントは「意見表明」だけではなく「質問(問合わせ)」としても使われているのである。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1